

日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請について

(趣旨)

今般の市場価格高騰を受けて、市場参加者からスポット市場の需給曲線の公開に関する要望が多く寄せられたところ、日本卸電力取引所において検討を行い、今後日本卸電力取引所において、スポット市場の需給曲線(入札カーブ)を継続的に公開することが決定された。

ついては、需給曲線(入札カーブ)の公開について、規程上明確に位置づけるため、日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請についてご審議をお願いしたい。

主なポイント

○ 日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請に係る審査について

日本卸電力取引所は、経済産業大臣より卸電力取引所として指定を受けたことを受け、電気事業法第99条第1項後段の規程により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。

日本卸電力取引所が、今後スポット市場の需給曲線(入札カーブ)を継続的に公開することに伴い、日本卸電力取引所の取引規程(業務規程の一部)を変更する必要があるため、令和3年2月18日に日本卸電力取引所から経済産業大臣に対し、業務規程変更認可申請が行われ、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定に基づき、令和3年2月19日付けで経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われた。

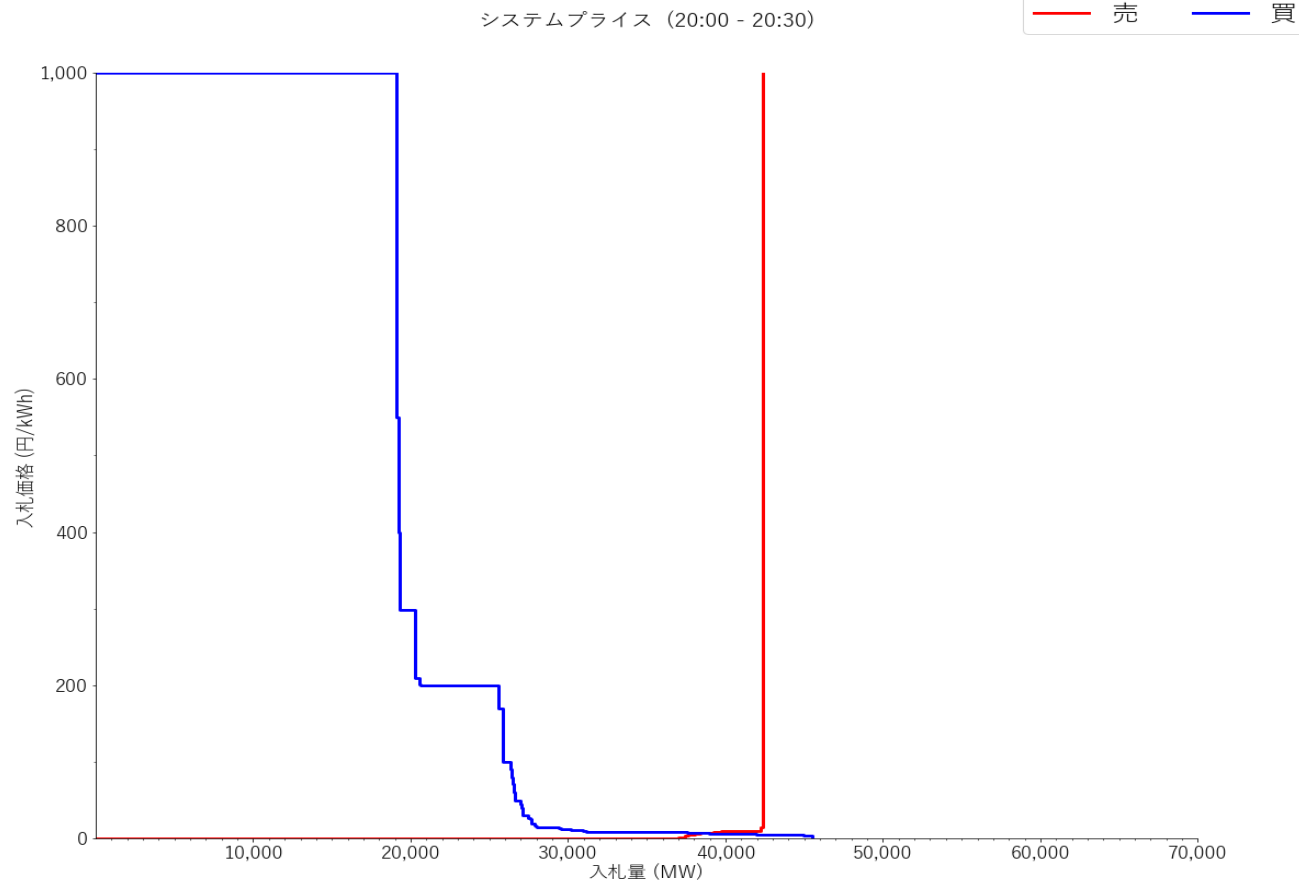
以上を踏まえ、今回は上記の業務規程変更についてご審議をお願いしたい。

- 日本卸電力取引所については、電気事業法第99条第1項後段の規定により、業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされている。また、日本卸電力取引所の業務規程変更申請については、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定により、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされている。
- 今冬のスポット市場の価格高騰を踏まえ、入札の判断材料として市場参加者からスポット市場の需給曲線公開の要望が多く寄せられたため、1月22日より、監視等委員会において平日朝夕それぞれで最高価格をつけたコマにおけるJEPXの需給曲線について、一定の加工を施した上で継続的な公開を開始した。
- 2月5日の制度設計専門会合において、需給曲線の公開は市場参加者にとって有益な情報であり、日本卸電力取引所において継続的に公開すべきであるといった意見が大勢を占めたことを受け、日本卸電力取引所において需給曲線（入札カーブ）公開の検討を行い、2月18日の理事会において、今後需給曲線（入札カーブ）を公開することを決定し、これを規程上明確に位置づける観点から、取引規程（業務規程の一部）の変更を実施することとした。
- 上記の規程変更を実施するため、令和3年2月18日付で、日本卸電力取引所から経済産業大臣に対し業務規程変更の認可申請が行われ、令和3年2月19日付けで、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われた。
- 今回は、上記の業務規程の変更についてご審議をお願いしたい。

(参考) 公開される需給曲線（入札カーブ）について

- 本年2月27日以降、土日含めて毎日全48コマ分のシステムプライスについて、下図のような需給曲線（入札カーブ）を、原則取引当日中に公開予定。

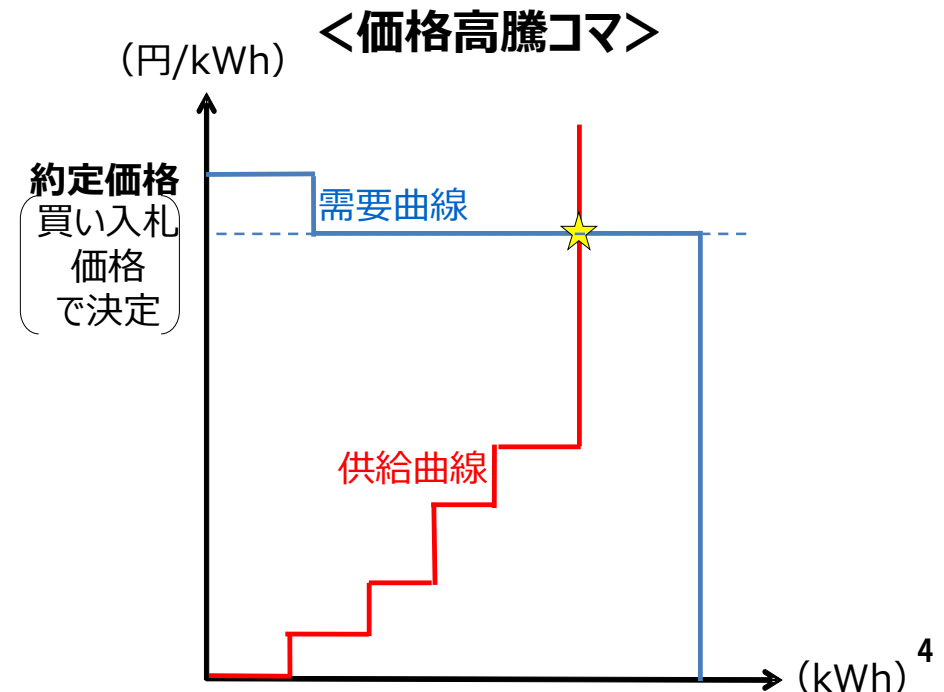
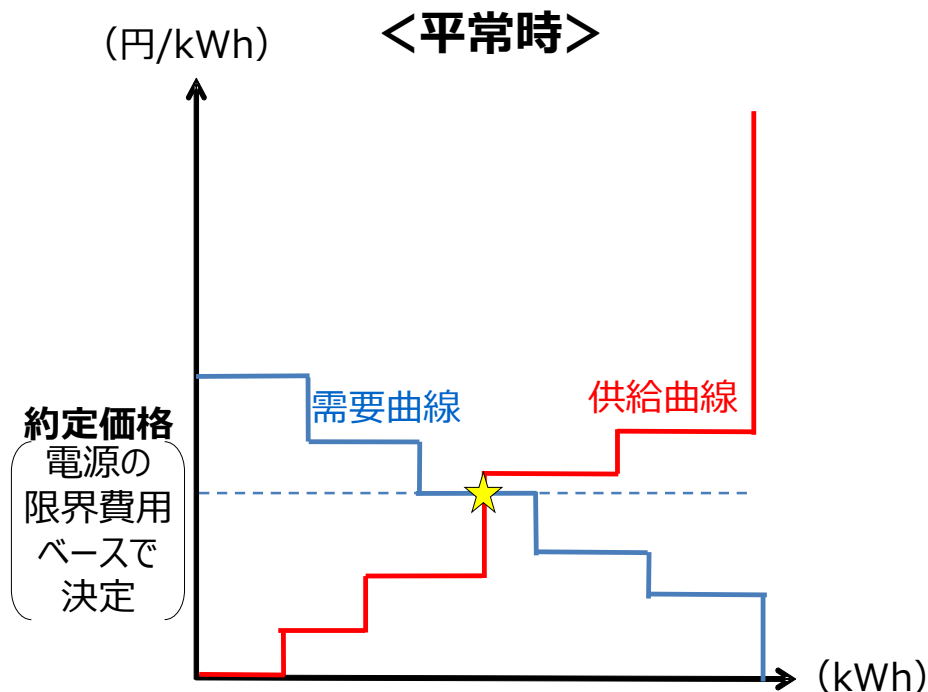
公開される需給曲線（入札カーブ）のイメージ



(参考) ① JEPX需給曲線公開のニーズについて

第55回制度設計専門会合資料
(令和3年2月) 資料4より抜粋

- 今冬の価格高騰コマにおいては、供給量の不足により売り切れが発生することにより、買い入札価格により約定価格が決定。(供給曲線が垂直)
- 売り切れが発生し不足インバランスとなる状況では、価格が高騰してもインバランス料金よりは必ず安いことから、限られた玉を奪い合う構造となり、スパイラル的な高騰が発生。
- 市場参加者からは、こうした状況下において、前日の約定価格ぐらいしか入札時の判断材料がないことから、需給曲線を継続的に公開してほしいとの要望が寄せられていた。

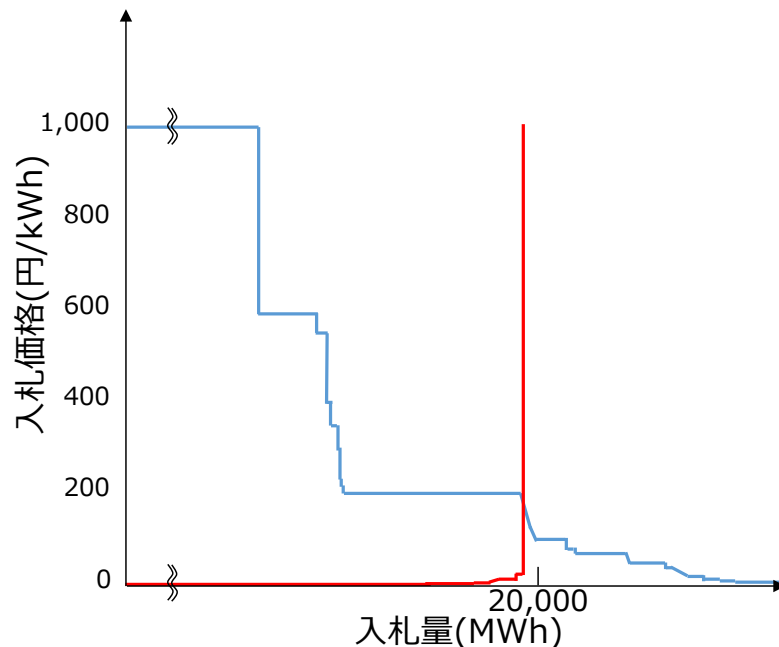


(参考) ② JEPX需給曲線の公開について

第55回制度設計専門会合資料
(令和3年2月) 資料4より抜粋

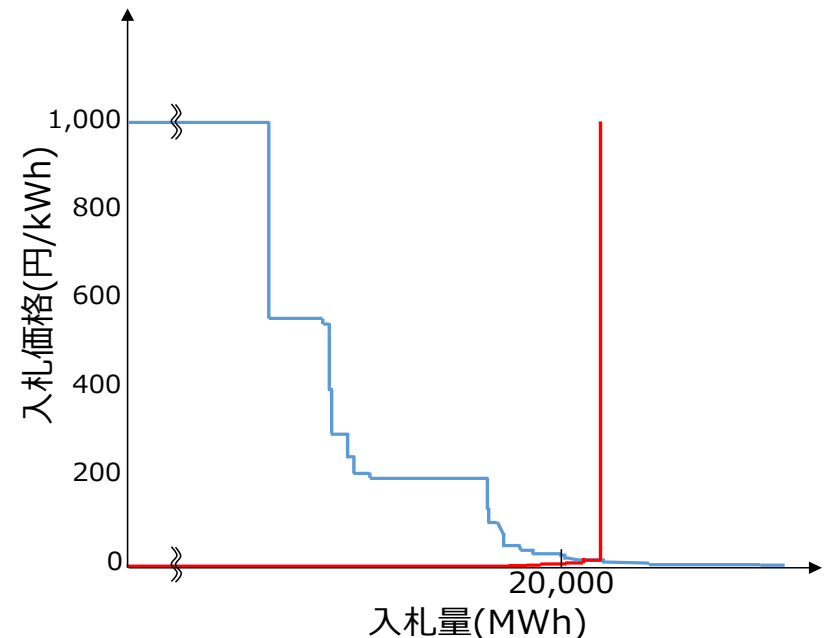
- こうした市場参加者からのニーズを受け、**1月22日（金）より当面の間**、監視等委員会において、**平日朝夕それぞれで最高価格をつけたコマにおけるJEPXの需給曲線**について、一定の加工を施した上で**継続的な公開**を開始。※受渡日当日（取引の翌日）に公表を実施。
- 公開前後の需要曲線を比較すると、公開後には**100～200円といった高値の買い入札が減少し、結果として約定価格も低下**したことが見てとれる。

2021年1月22日 9:00-9:30



システムプライス：190円/kWh
約定量：19,537 MWh
売り入札量：19,537 MWh
買い入札量：28,399 MWh

2021年1月28日 7:30-8:00



システムプライス：15.00 円/kWh
約定量：21,060 MWh
売り入札量：22,583 MWh
買い入札量：26,124 MWh

(参考)③ 諸外国における入札状況の公開状況

第55回制度設計専門会合資料
(令和3年2月) 資料4より抜粋

- 欧州のEPEX等においては、コマ毎の需給曲線・入札情報が取引後速やかに公開されている。
- なお、欧州各国の規制機関の連合であるNRA※1のポジションペーパーでは、各国・地域の取引所（NEMO※2）は、前日市場における取引の4時間以内に匿名化された需給曲線を公開するべきであると整理されている。

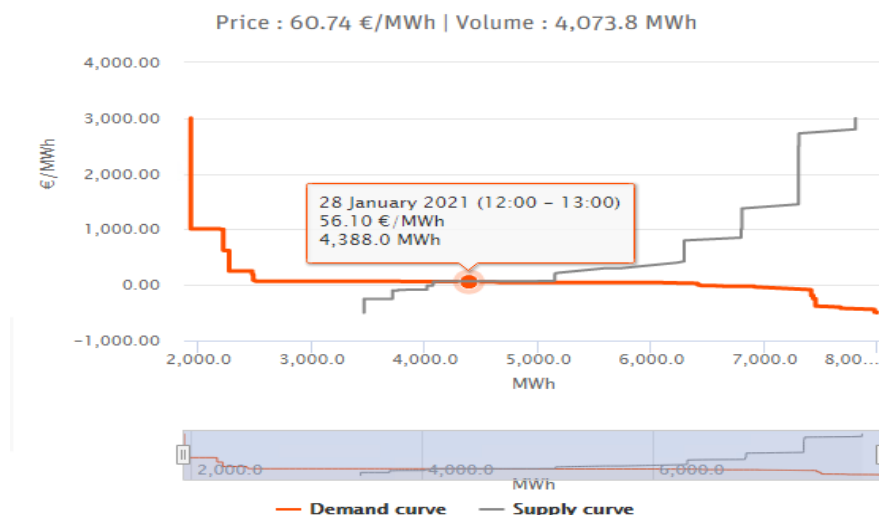
※1 National Regulatory Authorities in Energy Europe ※2 Nominated Electricity Market Operators

EPEXで公開されている需給曲線の例

00 01	01 02	02 03	03 04	04 05	05 06	06 07	07 08	08 09	09 10	10 11	11 12	12 13	13 14	14 15	15 16	16 17	17 18	18 19	19 20	20 21	21 22	22 23	23 24
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

Auction > Day-Ahead > 60min > AT > 28 January 2021

Last update: 27 January 2021 (13:13:11 CET/CEST)



入札情報の公開状況の比較

諸外国電力市場（EPEX, Nord Pool）においては、需給曲線または需給曲線を作図するにあたってバックデータとなる入札情報（入札価格帯ごとの入札量）をコマ毎に公開。

	EPEX	Nord Pool	JEPX
コマ毎の入札量・価格情報の公開状況	実際の需給曲線を公開	入札量を価格帯別に公開（公開データより需給曲線を作図可能）	入札総量および約定価格のみ
公開タイミング	取引当日	取引当日	—

(参考) ④ 今後の検討の方向性

第55回制度設計専門会合資料
(令和3年2月) 資料4より抜粋

- 現時点では、売り切れによるスポット市場価格高騰が続いた中で、当面の間の措置として、監視等委員会が平日朝夕の最高価格を付けたコマにおけるJEPXの需給曲線の公開を実施している。
- こうしたJEPXの需給曲線の公開については、市場参加者からは常時実施を望む声強い。また、諸外国においても、取引所が取引後速やかに需給曲線を公開しているケースが多い。
- このため、我が国においても、市場参加者に適切な情報を公開する観点から、日本卸電力取引所が取引後に需給曲線を常時公開すること等、具体的な検討を進めることとしてはどうか。

取引規程の改正内容について

- 今般の取引規程の改正は、日本卸電力取引所における需給曲線（入札カーブ）の公開について、規程上明確に位置付ける観点から、情報の開示内容についての見直しを行うもの。
- 具体的な規程の変更内容については以下のとおり。

＜取引規程変更前＞

（第2節 第1款 第5目 情報の開示）

（通知する情報）

第28条 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定めるスポット取引に関する情報を取引会員等に通知する。

- (1) 商品毎の市場分断処理を行わない場合の約定価格。この約定価格をシステムプライスという。
- (2) エリア毎の約定価格
- (3) 商品毎の分断されたエリア名と分断されたエリア単位の約定量

2.前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。

＜取引規程変更後＞

（第2節 第1款 第5目 情報の開示）

（通知する情報）

第28条 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定めるスポット取引に関する情報を取引会員等に通知する。

- (1) 商品毎の市場分断処理を行わない場合の約定価格。この約定価格をシステムプライスという。
- (2) エリア毎の約定価格
- (3) 商品毎の分断されたエリア名と分断されたエリア単位の約定量
- (4) 商品毎の売買入札別に、入札量と入札価格を軸にグラフに描画した図。この図を入札カーブという。

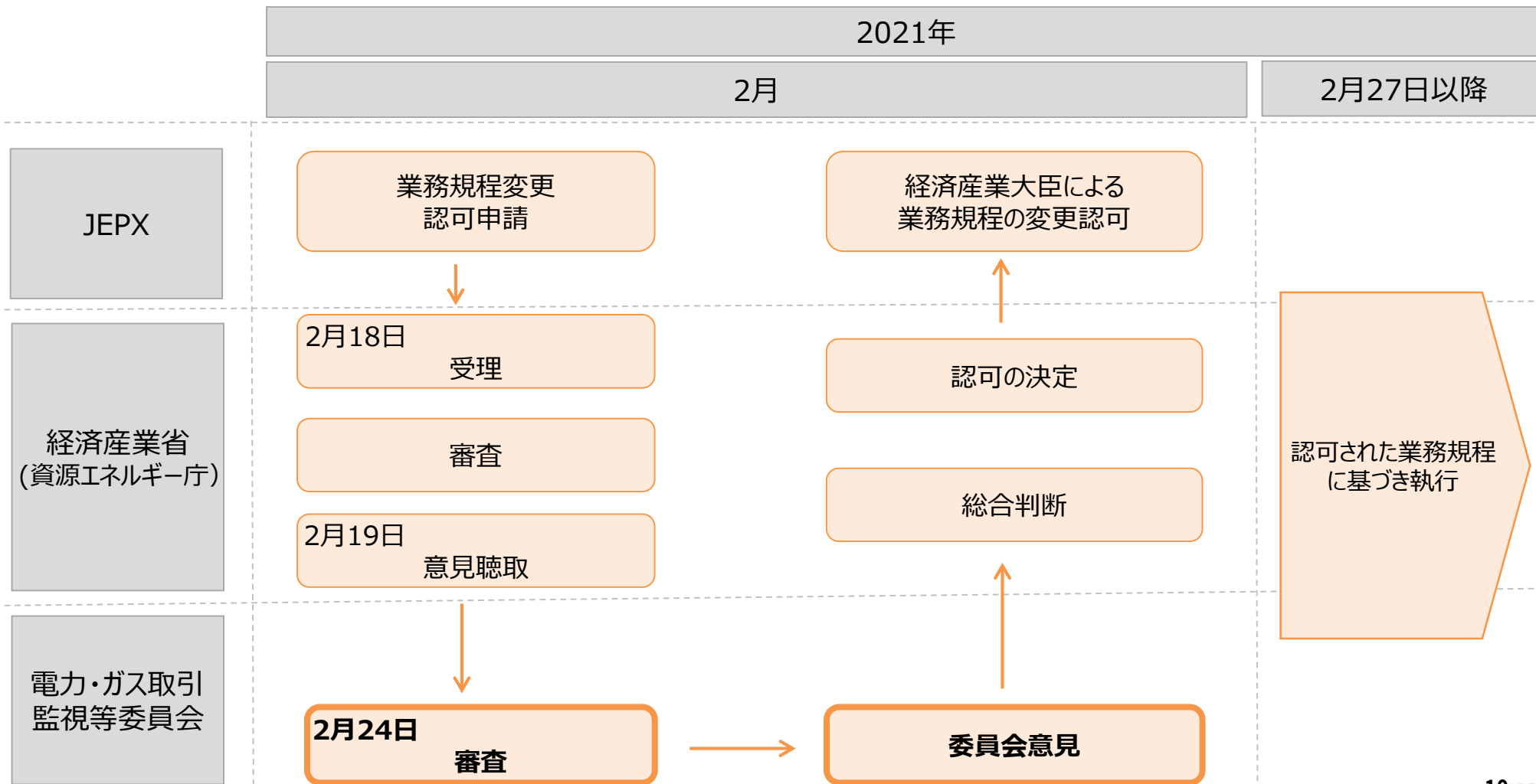
2.前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。

審査基準への適合性について

- 今般の取引規程の改正は、日本卸電力取引所における需給曲線（入札カーブ）の公開について、規程上明確に位置付ける観点から、情報の開示内容について見直しを行うもの。
- 上記の改正については、電事法施行規則第132条6項において規定される業務規程の認可基準である、卸電力取引所の「取引を適正かつ確実に実施するうえで適当であるもの」に該当すると考えられるため、経済産業大臣からの意見照会について、問題ない旨回答することとしたい。

(参考) 日本卸電力取引所の業務規程変更認可申請について

- 日本卸電力取引所は業務規程を変更する場合には、経済産業大臣の認可を取得することとされており、業務規程の変更認可については、委員会への意見聴取事項とされている。具体的な手続は以下のとおり。



(参考) 電気事業法・JEPX業務規程 関連規定抜粋 (一部抜粋)

○電気事業法

第98条

(業務)

卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 電気事業者に対する電力の卸取引の機会の拡大及び当該卸取引の指標として用いられる価格の形成に必要なその売買取引を行うための市場（第九十九条の二において「卸電力取引市場」という。）を開設すること。
- 2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 3 前二号に掲げるもののほか、卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

第99条

(業務規程の認可)

- 1 卸電力取引所は、市場開設業務を行うときは、当該業務の開始前に、市場開設業務の実施に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 経済産業大臣は、前項の認可をした業務規程が市場開設業務の公正かつ適確な実施上不適當となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
- 3 業務規程に記載すべき事項及び第一項の認可の基準については、経済産業省令で定める。

○一般社団法人日本卸電力取引所 業務規程

第1条 本規程は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「本法人」という。）が、電力の実物卸市場である日本卸電力取引所（以下「本取引所」という。）における市場開設業務について定める。

2. 本法人は、本規程に従い、本取引所の運営に必要な組織、規程および情報処理システム等を用意しなければならない。
3. **本規程は、別添1乃至別添3の規程を含む。**

(別添一覧)

別添1 一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程および取引規程細則

別添2 一般社団法人日本卸電力取引所 取引会員規程および特別取引会員規程

別添3 一般社団法人日本卸電力取引所 非化石価値取引規程

(参考) 電気事業法 関連規定抜粋 (一部抜粋)

○電気事業法施行規則

第 1 3 2 条第 5 項

(業務規程の記載事項)

法第 9 9 条第 3 項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 市場開設業務を行う時間及び休日（当該時間及び休日がスポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日）に関する事項
- 二 市場開設業務を行う事務所の所在地
- 三 売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項
- 四 卸電力取引市場の種類に関する事項
- 五 売買取引の方法（当該方法がスポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの方法）に関する事項
- 六 売買取引の決済に関する事項
- 七 売買取引の手数料に関する事項
- 八 債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項
- 九 地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益の管理に関する事項
- 十 売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項
- 十一 市場開設業務の実施体制に関する事項
- 十二 卸電力取引市場の監視の方法に関する事項
- 十三 取引参加者に対する処分に関する事項
- 十四 売買取引の実施方法に関する取引参加者からの助言又は意見の聴取に関する事項
- 十五 前各号に掲げるもののほか、市場開設業務の実施に関し必要な事項

第 1 3 2 条第 6 項

(業務規定の認可の基準)

法第 9 9 条第 3 項の認可の基準は、法第 9 8 条第 1 号及び第 2 号に掲げる**業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。**

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について（回答）

令和3年2月19日付け20210218資第15号により、貴職から当委員会に意見を求められた卸電力取引所の業務規程の変更の認可については、認可することに異存はありません。

経済産業省

20210218 資 第 15 号

令和 3 年 2 月 19 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

卸電力取引所の業務規程の変更の認可について

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 66 条の 11 第 1 項第 5 号の規定により、別添の申請に係る同法第 99 条第 1 項の規定による卸電力取引所の業務規程の変更の認可について、貴委員会の意見を求めます。

業務規程変更認可申請書

令和3年2月18日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

申請者の住所	東京都港区芝浦一丁目7番14号
申請者の名称	一般社団法人日本電力取引所
代表者の氏名	理事長 村上 堯

電気事業法第99条第1項後段の規定により、下記のとおり業務規程の変更の認可を受けたいので申請します。

記

1. 変更の内容
取引規程の改定
2. 変更の理由
スポット市場の公開情報に入札カーブを追加するため

以上

取引規程新旧対照表

項目	新	旧	備考
第1条～27条	(略)	(略)	
第28条	(通知する情報) 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定めるスポット取引に関する情報を取引会員等に通知する。 (1) 商品毎の市場分断処理を行わない場合の約定価格。この約定価格をシステムプライスという。 (2) エリア毎の約定価格 (3) 商品毎の分断されたエリア名と分断されたエリア単位の約定量 (4) 商品毎の売買入札別に、入札量と入札価格を軸にグラフに描画した図。この図を入札カーブという。 2. 前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。	(通知する情報) 本取引所は、約定処理後速やかに、次の各号に定めるスポット取引に関する情報を取引会員等に通知する。 (1) 商品毎の市場分断処理を行わない場合の約定価格。この約定価格をシステムプライスという。 (2) エリア毎の約定価格 (3) 商品毎の分断されたエリア名と分断されたエリア単位の約定量 2. 前項に定めのない事項の通知は、本取引所の定める細則によるものとする。	(変更)
第29条～118条	(略)	(略)	
付則	第1条 平成28年2月18日の全面改定は、スポット取引および時間前取引については平成28年4月1日受け渡し分から適用する。他の事項は平成28年4月1日より適用する。 第2条 平成28年2月18日の全面改定による先渡定型取引の廃止は、平成28年3月30日を最終取引日とする。	第1条 平成28年2月18日の全面改定は、スポット取引および時間前取引については平成28年4月1日受け渡し分から適用する。他の事項は平成28年4月1日より適用する。 第2条 平成28年2月18日の全面改定による先渡定型取引の廃止は、平成28年3月30日を最終取引日とする。	(変更)

	第3条 前条の適用前に成立した取引は、平成28年2月18日の全面改定前の規定に従うものとする。 第4条 スポット取引における買いのブロック入札の提供開始時期は別に取引会員等へ通知する。 制定 平成17年1月31日 改定 平成21年3月6日 平成21年7月10日 平成21年9月11日 平成22年5月13日 平成24年6月13日 平成25年1月16日 平成25年2月21日 平成25年6月20日 平成27年2月19日 平成28年2月18日（全面改定） 平成28年3月17日 平成29年3月28日 平成30年4月19日 平成30年8月9日 平成30年9月14日 平成31年4月10日 令和元年5月24日	第3条 前条の適用前に成立した取引は、平成28年2月18日の全面改定前の規定に従うものとする。 第4条 スポット取引における買いのブロック入札の提供開始時期は別に取引会員等へ通知する。 制定 平成17年1月31日 改定 平成21年3月6日 平成21年7月10日 平成21年9月11日 平成22年5月13日 平成24年6月13日 平成25年1月16日 平成25年2月21日 平成25年6月20日 平成27年2月19日 平成28年2月18日（全面改定） 平成28年3月17日 平成29年3月28日 平成30年4月19日 平成30年8月9日 平成30年9月14日 平成31年4月10日 令和元年5月24日	
--	---	---	--

	令和2年7月1日 令和3年●月●日	令和2年7月1日	
--	----------------------	----------	--